

2019 (R元) 年 9月 9日 (月)

山口県弁護士会所属 登録番号37149

ひよりやまNo.13

弁護士 前田将志

山口県下関市丸山町三丁目2番1号 吉岡ビル2B TEL 083-242-5894 FAX 083-242-5895



厳しい残暑、とはいえ朝晩は少し秋めいてきました。

今年も記録的な暑さとなりましたが、土用丑の日には鰻は召し上がりましたか。日本では鰻は古くから愛好されており、新元号『令和』の出どころとなった万葉集でも鰻を歌ったものがありました。「吾れもの申す 夏瘦に良しといふ物そ 鰻取り食せ (むなぎ とりめせ)」と、奈良時代からスタミナ食として認知されていたようです。

しかしながら今やニホンウナギは絶滅危惧種とのこと……今回は鰻の代わりに、暑さ対策として評判を耳にしていた下関市役所食堂の期間限定『マーボー野菜麺』を食べてきました。下関短期大学栄養研究部の学生さん達で考案したクールビズランチということで、ピリ辛麺で汗をかいて涼しく

なるという効果があるそうです。

いざ食べるとちょうど良い辛さに、にんにく等でしっかり風味付けがされたマーボー餡、そして素揚げされた茄子やピーマンがからんだとても美味しいものでした。旬のものを使い、栄養面から料理を見るというのは私には新鮮でした。毎年恒例行事とのことで、気が早いのですが、下関短期大学栄養研究部の来年のメニューが楽しみになりました。毎日の生活の中でお気に入りの「サラメシ」があると嬉しいですね。(え、弁護士はサラリーマンかって? そうですね。弁護士が食べる昼食は「弁メシ」?。テレビ番組では自営業の方も「サラメシ」で紹介されますよね。)

相続の放棄

「父の遺産 5000 万円を相続しました」などという話をきくと大変羨ましく (妬ましく!) になりますが、「相続」といってもそんな「良い話」ばかりではありません。亡くなった父の財産を調べてみたら銀行預金 500 万円に対して 1000 万円の借金があった…というケースもあるでしょう。もちろん「オヤジの借金は私が精算します」という方もあるでしょうが「差し引き 500 万円も肩代わりできないよ…」という人もおありでしょう。そこで民法には相続の「単純承認」「限定承認」「放棄」が定められています。

民法第 915 条

- 1 相続人は、自己のために相続の開始があったことを知った時から三箇月以内に、相続について、単純若しくは限定の承認又は放棄をしなければならない。ただし、この期間は、利害関係人又は検察官の請求によって、家庭裁判所において伸長することができる。
- 2 相続人は、相続の承認又は放棄をする前に、相続財産の調査をすることができる。

ごく簡単に上の事例を当てはめると、①「単純承認」ならば財産 (500 万円) も借金 (1000 万円) もすべて無条件に相続します。②「限定承認」ならば財産 (500 万円) を責任の限度として相続します。③「放棄」は財産も借金も一切相続しません。

どの相続にするか 3 ヶ月以内に決める必要があり、なにもしなければ自動的に「単純承認」となります。この 3 ヶ月を「熟慮期間」といいますが、最高裁が新しい判断を下したので次回はそれをご説明しましょう。

